

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株) N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋 1 - 1 9 - 1 1	R7. 4. 11 ~ R7. 7. 18 10週間 +1か月	指名停止等措置要領 別表第2第15号(不正又 は不誠実な行為)	当該業者の系列プラントは、整備局・航空局が発注し当該業者が受注した工事において、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていたものの、当該業者は発注者との協議を経ずに再生アスファルト合材を使用し、かつ、系列プラントは、製造した再生アスファルト合材を出荷伝票には新規アスファルト合材と明示したうえで当該業者へ出荷していたが、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたにも関わらず、上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさず、当該業者と系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路(株)	-	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ~ R7.7.10 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	<p>当該業者は、地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生アスファルト合材を使用して工事を行っていた。</p> <p>当該業者は、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。</p> <p>また当該業者は、地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、受注者に対し出荷していたが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されており、受注者からも新規アスファルト合材を指定されていたものの、再生アスファルト合材を使用し、かつ、製造した再生アスファルト合材を出荷伝票には新規アスファルト合材と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたが、アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても契約図で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生アスファルト合材が用いられることを容認していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
岡山航空（株）	4260001000960	岡山県岡山市南区浦安南町6 7 3 番地	R7.6.2 ～ R7.9.1 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	<p>当該業者が運航する小型飛行機が岡南飛行場を離陸直後に右側エンジンに不具合が発生したため引き返し、到着後の点検において、当該エンジンの内部部品が破損し、クランクケースを貫通していることが確認された。</p> <p>本事案は重大インシデントとしての運輸安全委員会による調査が行われ、大阪航空局としても令和6年10月30日に立入検査を実施したところ、不適切な整備が認められたことから、同事業者に対し、行政処分等が行われた。</p> <p>これに伴い、令和6年度の当庁契約で使用する訓練機についても運航不可となり、結果として当該契約の履行が困難となり、令和7年2月28日付で契約を解除するに至った。</p>
日精株式会社	—	東京都港区西新橋一丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号（独占禁止法違反行為）	<p>日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジバスク株式会社及びIHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請書の記載内容から、確認申請書採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請書採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請書採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
住友重機械搬送システム株式会社	-	東京都品川区西品川一丁目1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号(独占禁止法違反行為)	<p>日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社及びIHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	-	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	R7.6.20 ~ R7.10.20 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号(独占禁止法違反行為)	<p>日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社及びIHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
I H I 運搬機械株式会社	—	東京都中央区赤石町 8 番 1 号	R7.6.20 ~ R7.8.19 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第 1 5 号 (独占禁 止法違反行為)	<p>日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社及び I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定地下式 P S 工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式 P S 工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
新明和工業株式会社	—	兵庫県宝塚市新明和長1番1号	R7.6.20 ~ R7.8.19 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号(独占禁 止法違反行為)	<p>新明和工業株式会社、日本コンベヤ株式会社及びIHI運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。</p> <p>当該事業者は建設事業者から特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ株式会社	—	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ~ R7.10.3 3ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第14号(イ) (建設業法違反行為)	<p>関電ファシリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。</p>
大成産業株式会社	—	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ~ R7.10.3 3ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第4号(イ) (贈賄)	<p>大成産業(株)の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。</p>